

最近におけるわが国所得課税ベースの動向

野村 容 康

要 旨

本稿では、国民経済計算および税務統計等のマクロデータを用いて、最近におけるわが国所得課税ベースの動向について分析した。本稿で明らかにされた主要な点は以下のとおりである。

- ① 潜在的な所得税の課税ベースを表す「家計部門の受取り」に占める課税所得の割合は、1996年から2001年にかけて低下している（マイナス18%）が、その後2007年まで上昇傾向にある（プラス13%）。
- ② 前者の期間においては、「非課税社会保障Ⅰ」（とりわけ現物社会給付）と「非課税収入」が課税所得の主たる縮小要因であった。
- ③ これに対して、後者の期間においては、「所得控除」が課税所得の主たる拡大要因であった。しかし、この間、公的年金等控除は依然として課税ベースの縮小要因であり、高齢化の進展を背景に、今後ますます拡大していくものと予想される。
- ④ 給与所得控除については、この11年間における給与所得者数の増加にもかかわらず家計部門の受取りに占める割合はほとんど変化していない。その要因の一つとして、近年における平均給与額の減少に伴って、低所得者による給与所得控除の潜在的な未使用額が増大していることがあげられる。この点は、最近における平均所得の低下とともに、低所得者層にとっての所得控除の意義がしだいに薄れてきていることを示唆している。
- ⑤ すべての期間を通じて、帰属家賃は課税ベースの安定的かつ継続的なマイナス要因であり、これにより、近年、家計資本所得のおよそ半分が実質的に非課税となっている。課税ベースを安定的に維持し、かつ課税の公平性を確保するうえでも、帰属家賃への課税は、今後のわが国所得税政策において避けられない重要な課題であると考えられる。

目次

- | | |
|---|--|
| I. はじめに
II. 課税ベースの推計方法
1. 家計部門の受取りと非課税項目
2. 所得控除の推計
III. 推計結果と考察
1. 家計部門の受取り | 2. 課税所得・非課税項目の割合
3. 非課税社会保障
4. 所得控除
5. 非課税収入
6. 課税所得割合の変動に対する影響
IV. むすび |
|---|--|

I. はじめに

本稿の目的は、わが国所得税の課税ベースを、国民経済計算および税務統計等のマクロデータを用いて推計することである。これにより、潜在的な家計所得に占める課税所得の割合が近年どのように推移してきたのかを明らかにするとともに、そのような変動の要因は何かについて検討する。

現在、わが国は800兆円を超える長期債務残高を抱え、国と地方を通じた財政は危機的状況に陥っている。これは、直接的には、バブル崩壊による不況の深刻化を背景に税収が落ち込むなかで、景気拡大策のために積極的な財政運営を行ってきた結果といえる。国の一般会計において、税収が1990年度の60兆円から2000年度の51兆円と大幅に減少する一方で、歳出については同じ期間に69兆円から89兆円へと増大したからである。2000年代に入ってから税収と歳出の乖離は縮まらず、直近の2009年度（当初予算）でも、歳出総額89兆円に対して、租税収入は46兆円で、歳出のほぼ半分しか税収で賄えない状況となっている。

このような近年における税収の落ち込みを反映して、日本の租税負担率は1990年度から2009年度にかけて27.6%から23.0%へと推移してき

おり、主要先進国（米：26.1%、英：38.5%、独：29.1%、仏：37.8%；いずれも2006年の数値）の中でも最低の水準にある¹⁾。しかし、ここで問題とすべきは、わが国の場合いくつかの税収項目の中でも、とりわけ最大の基幹税である個人所得課税の負担率が突出して低くなっていることである（1990年度の10.4%に対して、2009年度では7.7%²⁾）。それには、90年代の数次にわたる税率の引下げや特別減税等も強く影響を与えたものと見られるが、税収の基盤である所得税の課税ベースそのものがどのように変化したかについてデータに基づき検証しておく必要がある。

わが国所得課税ベースをマクロ統計により推計する試みは、すでに森信・前川 [2001]、望月・野村・深江 [2004a]、望月・野村・深江 [2004b] においてなされている。特に近年改訂された93SNAに基づき推計を行った望月・野村・深江 [2004a] および望月・野村・深江 [2004b] では、森信・前川 [2001] で示された要素所得課税ベースに加えて、発生ベースおよび実現ベースで把握したキャピタル・ゲインをも含めた「包括的所得」の課税ベースについても分析されている。しかし、同研究では、課税ベースを侵食する、個別の非課税項目がどのような要因によって変動したのか必ずしも明らかでない。

そこで本稿では、基本的に望月・野村・深江[2004a]の推計方法を踏襲しながら、2000年基準の93SNAによる「平成19年度国民経済計算」で公表された最新のマクロデータをもとに、近年における所得課税ベースの動向を明らかにしつつ、併せてそのような課税ベースの変動要因について各種の非課税項目ごとに検討していく。分析対象期間は、使用データによる制約のため、1996年から2007年までの12年間である³⁾。

本稿の構成は以下のとおりである。Ⅱで、家計部門の受取りから、各種の非課税項目の合計を差し引くことによって求められる課税ベースの具体的な推計方法について説明する。Ⅲで、推計された結果に基づき、個別の所得項目および非課税項目の推移とその変動要因について検証するとともに、課税ベースの変動に対する各非課税項目の影響を定性的および定量的に把握する。最後のⅣでは、以上の分析で明らかにされた点を整理したうえで、そうした結果をもとに今後のわが国所得課税のあり方に対する政策的含意について言及する。

Ⅱ. 課税ベースの推計方法

1. 家計部門の受取りと非課税項目

(1) 家計部門の受取り

まず所得税の課税ベースをどのような手順にしたがって推計しているかについて示そう。所得税の課税ベースとなる「課税所得」は、93SNAにおける「家計部門の受取り」から、「非課税収入」、「課税対象とならない社会保障費（以下、非課税社会保障）」、「所得控除」という大きく3つの非課税項目を差し引くことによって間接的に算定することができる。

「家計部門の受取り」は、93SNAで分類される各勘定における以下の3つの要素によって構成される。第1が、制度部門別所得支出勘定における家計の第1次所得分配勘定に計上される「雇用者報酬（受取）」、「営業余剰・混合所得（純）」、「財産所得」である。第2が、所得の第2次分配勘定に表れる「現物社会移転以外の社会給付（受取）」および「その他の経常移転（受取）」であり、具体的には社会保障給付や損害保険金の受取りなどがあてはまる。第3が、現物所得の再分配勘定にある「現物社会移転」であり、これには医療保険の給付や公的教育サービスの受取りなどが含まれる。

(2) 非課税収入

一方、所得税の課税対象とならない項目の一つとして、まず非課税扱いとして収入に加算されないもの（＝「非課税収入」）がある。これらの内訳としては、①家計の帰属家賃に相当する「営業余剰（持ち家）」、②少額貯蓄非課税制度・財形貯蓄非課税制度に基づく非課税分の受取り利子（＝「非課税利子」）、③損害保険金の受取りなどの「その他の経常移転」がある。

(3) 課税対象とならない社会保障

次に「課税対象とならない社会保障」としては、家計から見た社会保障給付としての性格が強い項目を一括して「非課税社会保障Ⅰ」に区分している。その内容は、①雇用者による社会保障基金や企業年金基金への拠出金などの「雇主の現実社会負担」、②雇主による公務災害補償や労働災害に対する見舞金などの「無期金雇用者社会給付」、③生活保護、恩給、公費負担の医療給付の受取りなどの「社会扶助給付」、④公的高齢年金等の社会保険給付を除く失業手

当・児童手当等の現金給付などの「社会保障給付」, ⑤医療保険の給付などの「現物社会給付」, によって構成される。

その他, 「非課税社会保障Ⅱ」は「社会保険料控除」のみを, 「非課税社会保障Ⅲ」は「公的年金等控除」そのものを, それぞれ表している。

(4) 所得控除

所得税の課税ベースから除外される「所得控除」についても, 以下の3つの項目に区分している。第1が, 所得控除全体の中で圧倒的なウェイトを占める「給与所得控除」であり, これを「所得控除Ⅰ」としている。

次に, 所得控除の中でも費用控除的性格を有するものをまとめて「所得控除Ⅱ」としている。この中には, 「退職所得控除」, 「雑損控除」, 「医療費控除」, 「小規模企業共済等掛金控除」, 「生命保険料控除」, 「損害保険料控除(2007年度からは地震保険料控除)」, 「寄付金控除」が含まれる。

これに対して, 人的控除的な性格の強いものを「所得控除Ⅲ」に一括している。具体的には, 「障害者控除」, 「特別障害者控除」, 「高齢者控除」, 「寡婦控除」, 「特別寡婦控除」, 「寡夫控除」, 「勤労学生控除」, 「配偶者控除」, 「配偶者特別控除」, 「一般扶養控除」, 「特定扶養控除」, 「老人扶養控除(同居特別障害者加算分を含む)」, 「基礎控除」がある。

2. 所得控除の推計

ここで所得控除の推計方法について説明しよう。原則として, 税務統計(①『税務統計から見た申告所得税の実態』; 以下, 『申告所得』, ②『税務統計から見た民間給与の実態』; 以下,

『民間給与』, ③『国税庁統計年報書』; 以下『年報書』)に実額の記載があるものについては, その金額をもって各項目の所得控除額としている。そのような控除項目としては, 「雑損控除」, 「医療費控除」, 「小規模企業共済等掛金控除」, 「生命保険料控除」, 「損害保険料控除」, 「寄付金控除」, 「配偶者控除(申告分)」, 「配偶者特別控除」, 「基礎控除(申告分)」がある。

また, 本人分の控除である「障害者控除」, 「障害者特別控除」, 「高齢者控除」, 「寡婦控除」, 「寡婦特別控除」, 「寡夫控除」, 「勤労学生控除」および「配偶者控除(源泉分)」⁴⁾については, 控除対象となった実人の記載があることから, これらの法定控除額に実人を乗じることにより各年の控除額を算定している。

それ以外の, 税務統計に実額の記載がない控除項目については, 以下の方法により推計を行った。

(1) 給与所得控除

『民間給与』に記載される給与所得者数, 給与総額および各年における給与所得控除額の算定式から推計した。まず給与階級ごとの給与総額を給与所得者数で除して平均給与額を算定する。次に, これに給与所得控除額の算定式を当てはめて算出した階級ごとの一人当たり給与所得控除額を基礎に, 給与所得者全体の控除額を求めた。

(2) 公的年金等控除

『申告所得』における「公的年金等収入階級別表」および各年における公的年金等控除額の算定式から推計した。この場合も, 給与所得控除の推計方法と同様に, 階級ごとの平均年金収入を算出した後, 控除の算定式から一人当たり

控除額を計算し、これをもとに全体の総控除額を推定した。

(3) 退職所得控除

『民間給与』、『申告所得』、『年報書』および各年における退職所得控除の算定式から推計した。具体的には、退職所得控除額 = D 、退職金収入 = R 、所得税率 = t 、退職所得に対する源泉徴収税額 = WT としたとき、

$$WT = \left\{ (R - D) \times \frac{1}{2} \right\} \times t$$

となることから、

$$D = R - \frac{2WT}{t}$$

により控除額を算出した。

(4) 基礎控除

『申告所得』には実額の記載があるが、『民間給与』には記載がないため、源泉所得税分については法定控除額を給与所得者数に乘じることによって算定し、両者の合計をもって基礎控除の総額とした。

Ⅲ. 推計結果と考察

以上の作業を通じて日本の所得税の課税ベース（課税所得）を1996年から2007年までについて推計した結果が図表1である。以下では、この表を基礎として、個別の課税ベースや非課税項目の推移、さらにはそれらの変動要因について分析を加える。

1. 家計部門の受取り

図表2は、所得課税ベースのマクロ的な基盤となる「家計部門の受取り」の動きを示している。分析の対象期間を通じて、おおよそ470兆円から500兆円の幅でなだらかに推移しており、2004年まで低下傾向であったのが、最近ではいくぶん増加傾向にある。

このような「家計部門の受取り」の内訳を示したのが図表3である。この中では、雇用者報酬が全体の過半を占めており、かつその趨勢は全体の動きと近似している。この点から、各年の雇用者報酬の水準によって「家計部門の受取り」全体が強く影響されることが窺い知れる。営業余剰・混合所得についてはこの間ほとんど変化していない一方で、財産所得についてはいくらか低下傾向にある。これらに対して、移転所得については120兆円から150兆円へと明らかに増加傾向を示している。

そこで、財産所得および移転所得の内訳を見たのがそれぞれ図表4と図表5である。図表4から、1996年から2003年にかけて財産所得が下降しているのは、とりわけ利子の減少によるところが大きいことが明らかである。また、これ以降、財産所得が増加基調に転じているのは、配当所得の伸びが影響していることがわかる。

他方、図表5から、近年の移転所得の増加には、とりわけ年金給付や失業手当等の「社会保障給付」と医療保険給付等の「現物社会給付」の伸びが貢献していることが見てとれる。

2. 課税所得・非課税項目の割合

では、このような「家計部門の受取り」のうち、所得税が課税されているのはどれぐらいの割合であろうか。図表6に示されるとおり、こ

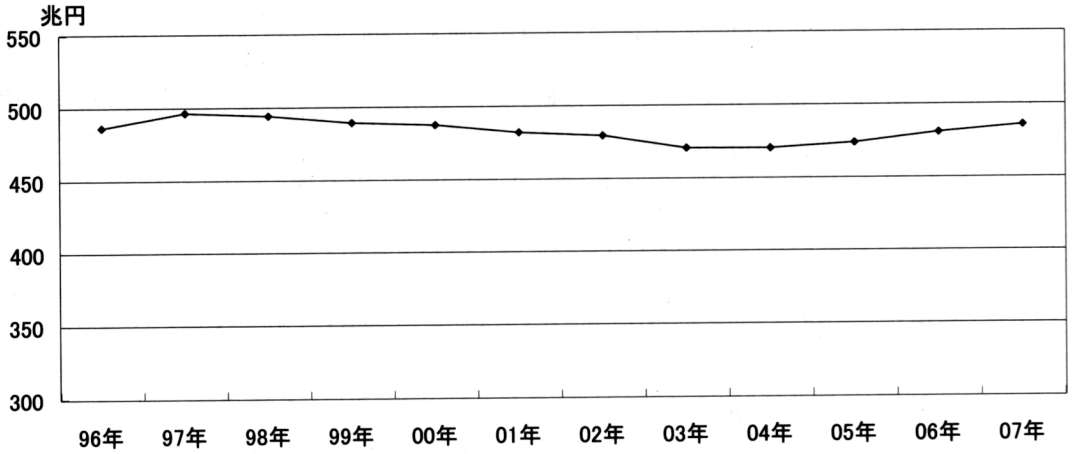
図表1 所得課税ベースの推計結果

		項目の内訳	1996年	1997年	1998年	1999年
①	SNAでの家計部門の受取り	家計部門の受取り	486.4	496.5	494.3	489.4
		(うち雇用人報酬)	272.7	278.9	275.3	269.8
		(うち営業余剰・混合所得(純))	49.9	50.3	50.7	51.1
		(うち財産所得)	40.0	39.0	36.3	33.1
②	非課税収入Ⅰ	営業余剰(持ち家)(純) 老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払額	21.7 3.2	23.0 1.9	23.8 1.5	24.3 1.4
	非課税収入Ⅱ	その他の経常移転 個別的非市場財・サービスの移転	20.1 24.3	20.8 24.8	21.1 25.8	20.8 26.2
③	社会保障Ⅰ	雇主の現実社会負担	26.3	27.4	28.0	27.5
		無基金雇用人社会給付	10.1	11.2	11.0	11.2
		社会扶助給付	7.6	7.8	7.4	7.6
		社会保障(公的年金等を除く)	2.5	3.1	6.8	9.2
	現物社会給付	23.5	23.8	23.7	24.6	
	社会保障Ⅱ	社会保険料控除	20.8	21.8	22.1	21.6
	社会保障Ⅲ	公的年金等控除	3.4	3.7	2.9	3.7
④	所得控除Ⅰ	給与所得控除	57.5	60.8	61.8	60.8
	所得控除Ⅱ	退職所得控除	9.1	10.8	11.0	10.4
		雑損控除	0.0	0.0	0.0	0.0
		医療費控除	0.2	0.2	0.2	0.2
		小規模企業共済等掛金控除	0.5	0.4	0.4	0.4
		生命保険料控除	2.4	2.4	2.3	2.3
		損害保険料控除	0.1	0.1	0.1	0.1
		寄付金控除	0.0	0.0	0.0	0.0
	所得控除Ⅲ	障害者控除	0.1	0.1	0.1	0.1
		特別障害者控除	0.1	0.1	0.1	0.1
		老年者控除	1.7	1.5	1.3	1.5
		寡婦控除	0.1	0.1	0.1	0.1
		特別寡婦控除	0.1	0.1	0.1	0.1
		寡夫控除	0.0	0.0	0.0	0.0
		勤労学生控除	0.0	0.0	0.0	0.0
		配偶者控除	5.8	5.9	5.6	5.8
		配偶者特別控除	5.0	4.6	4.3	4.6
一般扶養控除(含年少扶養控除)		8.2	8.2	7.8	9.2	
特定扶養控除	3.7	3.7	4.1	4.2		
老人扶養控除	2.4	2.4	2.2	2.2		
同居特別障害者加算分	0.1	0.1	0.1	0.1		
基礎控除	19.1	19.2	18.6	19.9		
⑤	① - (② + ③ + ④)	課税所得	206.5	206.4	199.8	188.7

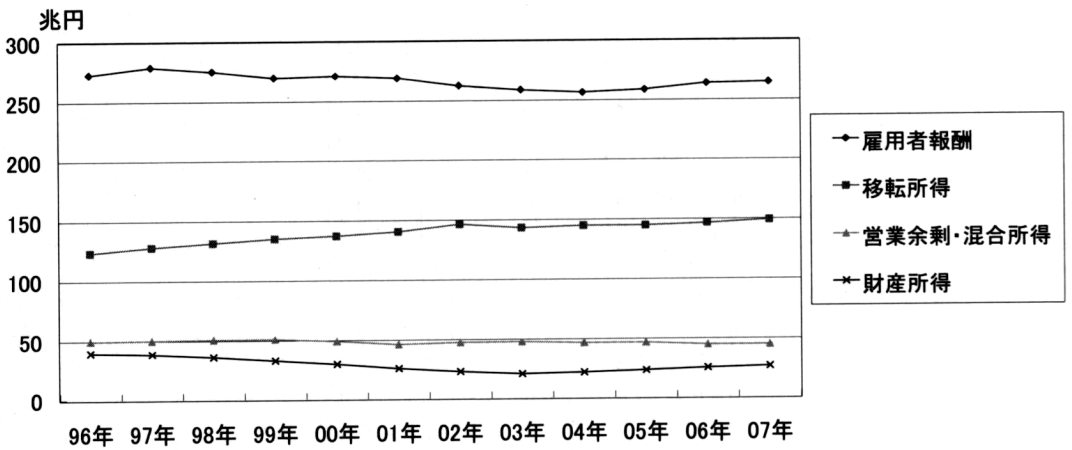
最近におけるわが国所得課税ベースの動向

2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
487.5	482.0	479.5	470.6	470.4	473.9	480.8	485.7
271.1	269.1	262.5	258.7	256.5	258.6	263.7	264.7
49.1	46.2	47.5	47.9	46.9	46.9	44.9	45.0
29.8	25.8	22.8	20.6	21.8	23.2	25.3	26.6
25.0	25.6	26.1	26.6	27.0	27.2	27.5	27.8
6.0	6.9	1.9	1.2	1.2	0.7	0.4	0.2
20.2	19.7	20.1	19.6	19.0	18.6	18.2	18.7
25.3	25.5	25.7	25.5	25.4	25.4	25.5	25.1
27.8	28.4	28.1	28.1	26.7	26.8	27.7	28.3
11.4	12.1	12.8	10.6	11.0	9.4	9.8	10.2
7.2	7.3	7.4	7.5	7.8	7.8	7.6	7.9
12.7	13.3	12.6	7.5	4.6	8.7	6.3	5.9
27.2	28.7	29.3	29.7	30.6	31.9	32.2	33.2
22.0	22.2	22.2	22.8	21.7	22.3	22.4	22.7
3.8	3.4	3.9	3.8	4.8	4.4	4.5	4.2
60.6	60.3	59.4	58.8	58.1	58.4	57.9	58.9
9.9	10.9	12.5	10.1	9.8	8.3	8.1	8.7
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.2	0.3	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4
0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4
2.3	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	2.0
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
1.5	1.7	1.6	1.6	1.7	0.0	0.0	0.0
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5.8	5.7	5.6	5.5	5.5	5.5	5.4	5.4
4.5	4.4	4.4	4.4	0.3	0.3	0.3	0.3
7.6	7.5	7.4	7.4	7.2	7.1	6.9	6.9
4.1	3.9	3.9	3.9	3.8	3.6	3.5	3.5
2.2	2.2	2.2	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
19.8	19.8	19.6	19.6	19.7	20.2	20.2	20.2
179.0	168.7	169.2	170.6	178.9	181.5	190.7	192.0

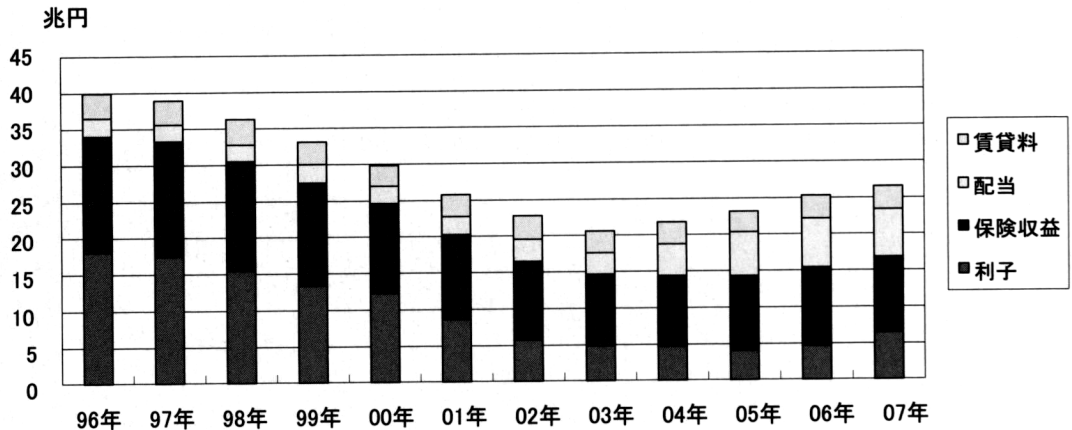
図表2 家計部門の受取りの推移



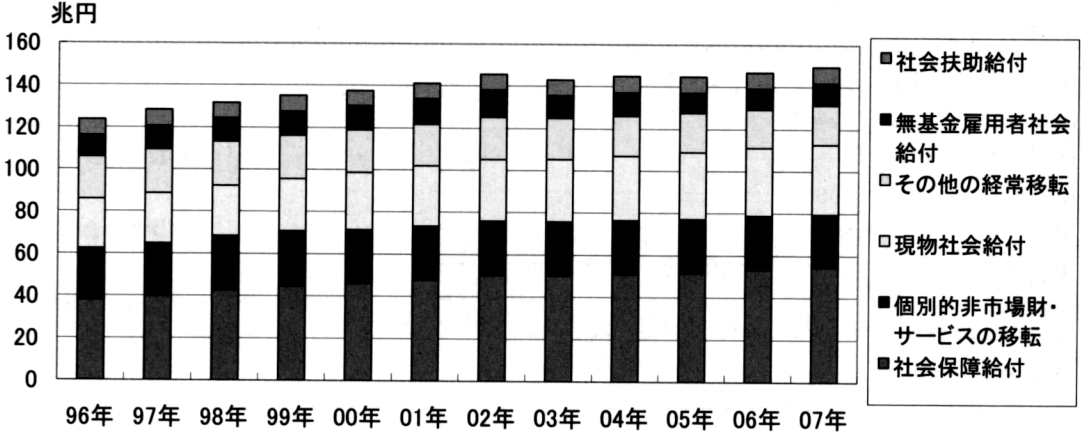
図表3 家計部門の受取りの内訳



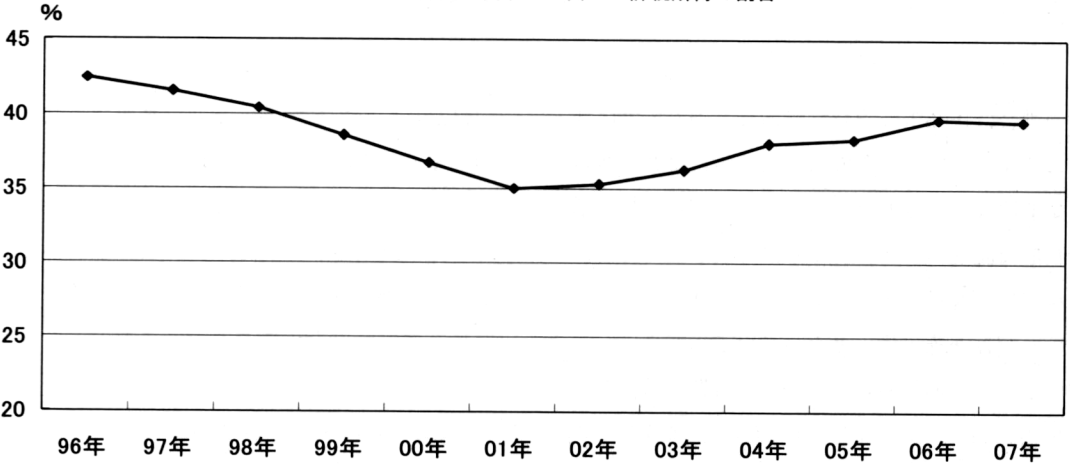
図表4 財産所得の内訳



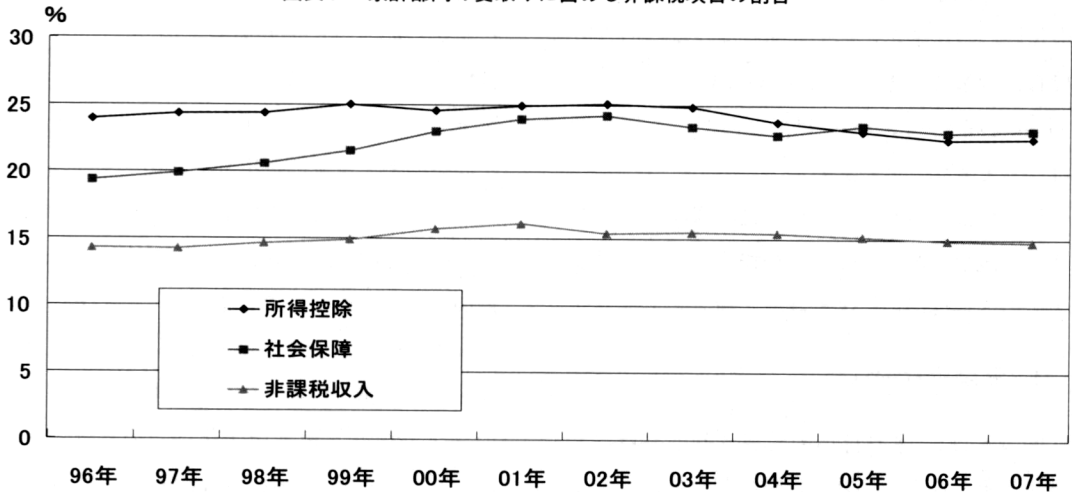
図表5 移転所得の内訳



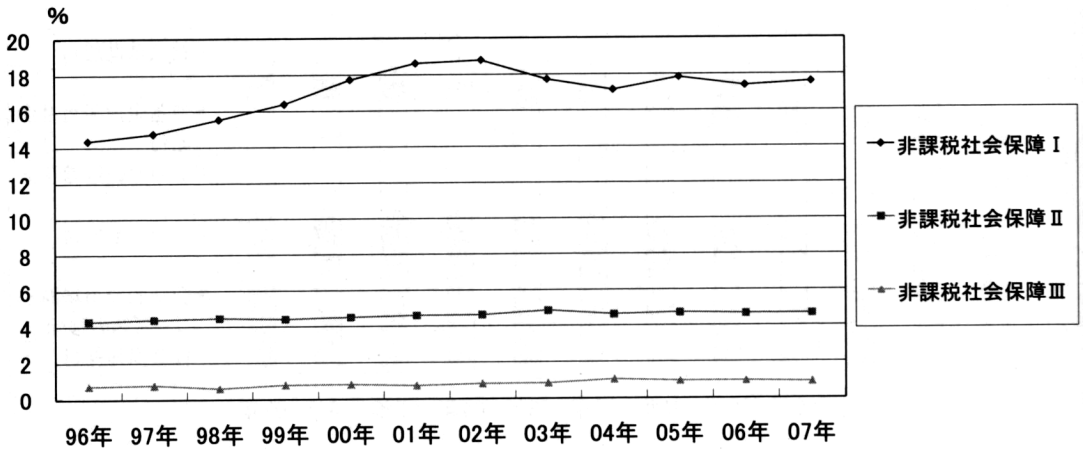
図表6 家計部門の受取りに占める課税所得の割合



図表7 家計部門の受取りに占める非課税項目の割合



図表8 家計部門の受取りに占める各非課税社会保障項目の割合



の割合は1996年に約42%であったのが、2001年に35%まで低下したのち、2007年には40%程度まで回復してきている。つまり、直近では、潜在的な課税ベースである家計の受取りのうち、現実に課税対象となっているのは4割で、残りの6割は非課税扱いとなっているのである。

こうした非課税項目が「家計部門の受取り」に占める割合の内訳を示したのが図表7である。1996年以降、この中では「所得控除」の比重が最も高かったが、2005年以降、「非課税社会保障」の比率がこれを上回っている。2007年では、両者とも約23%を占めている。一方、「非課税収入」については、この間15%程度でほとんど変化していない。

以下では、これら非課税項目の構成要素である「非課税社会保障」、「所得控除」、「非課税収入」の内容についてより詳細に検討しよう。

3. 非課税社会保障

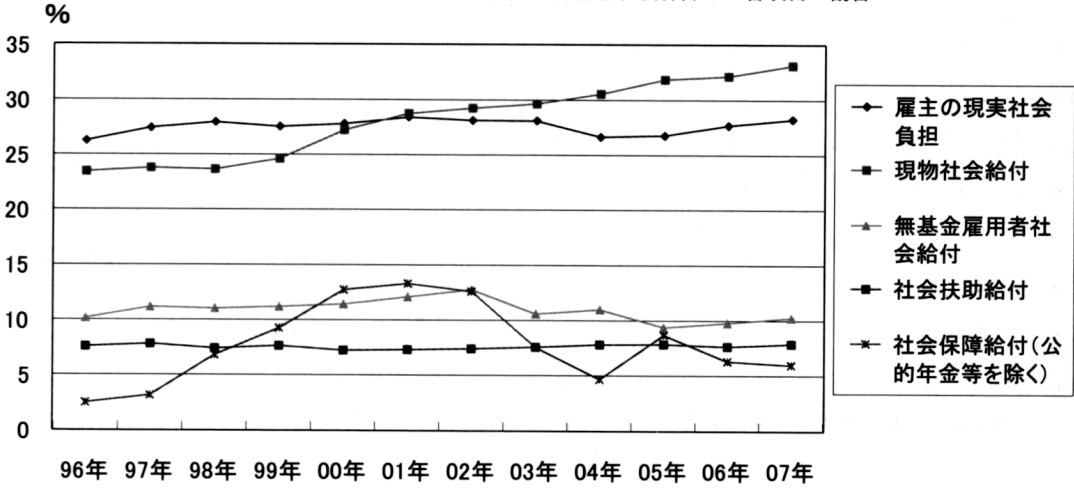
図表8は、「家計部門の受取り」に占める、課税対象とならない社会保障の割合を、先の分

類にしたがって示している。これから、最近における社会保障項目全体の比重の上昇傾向は、もっぱら「非課税社会保障Ⅰ」によるものであることが理解される。他方、社会保険料控除を表す「非課税社会保障Ⅱ」と公的年金等控除を表す「非課税社会保障Ⅲ」は、それぞれ5%と1%程度でこの間あまり変化していない。

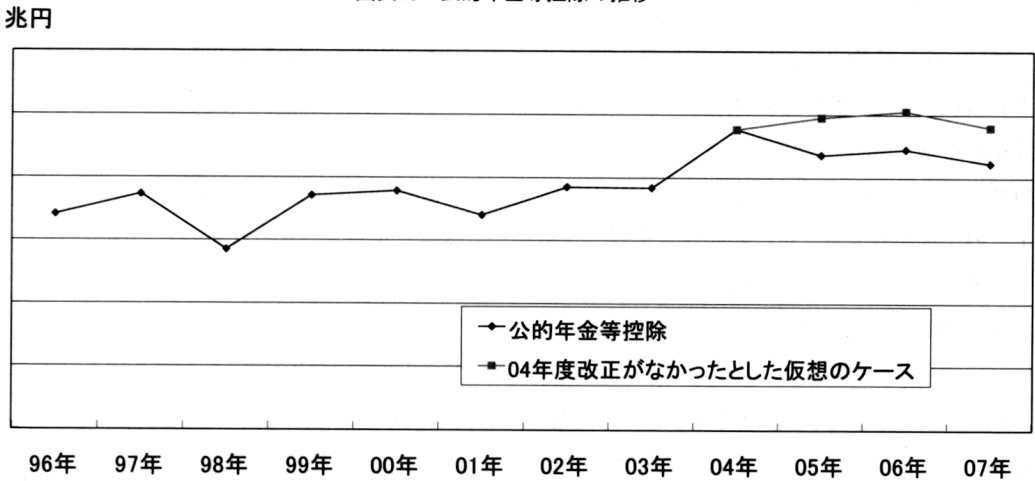
では、「非課税社会保障Ⅰ」の中身はどのようなものであろうか。図表9から、これらの中では、分析期間において「現物社会給付」が24%から33%へと上昇傾向にあり、「非課税社会保障Ⅰ」ひいては非課税社会保障全体の伸びを牽引していることが窺われる。次に構成比率が高いのが「雇主の現実社会負担」で、この間27%といくぶん安定している。これとは対照的に、「社会保障給付（公的年金等を除く）」は年度間においてかなりの変動を示している。

一方、公的年金等控除を表す「非課税社会保障Ⅲ」の比重については、先に見たとおり、この間1%程度で顕著な変化は認められなかった。だが、こうした動きには2004年度税制改正

図表9 家計部門の受取りに占める非課税社会保障Ⅰの各項目の割合



図表10 公的年金等控除の推移



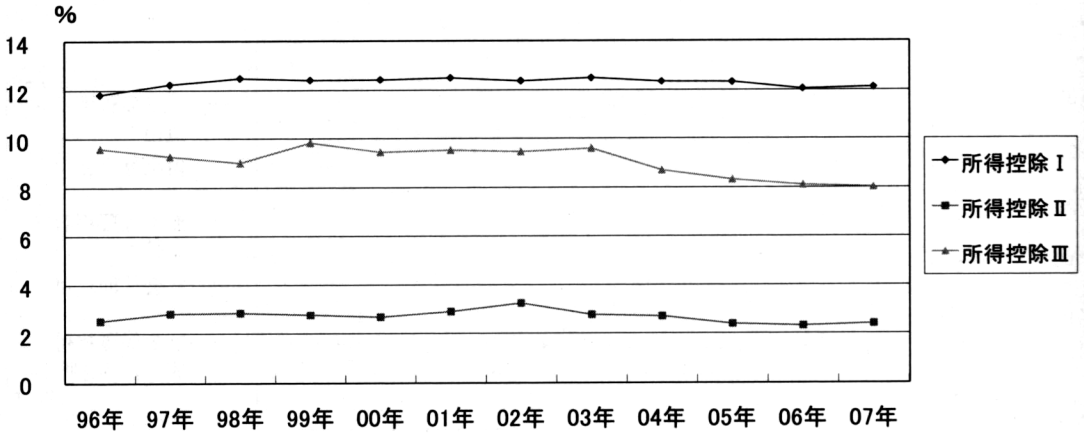
(注)「申告所得」に基づき各年の法定控除額から算定。2005年以降は、2004年までの制度が引き続き適用されたと仮定した場合の控除額についても併せて示している。

による制度変更が反映されていることに注意する必要がある。この改正において、2005年以降、65歳以上の受給者が利用できる控除の最低保証額がそれまでの140万円から120万円に引き下げられたからである。

図表10は、集計された公的年金等控除額の推

移を表している。これにより、控除額は現実に1996年の3.4兆円から2007年の4.2兆円まで拡大してきているが、もし2004年度改正による当該控除の減額措置が講じられていなかったとすれば、その額は5兆円程度にまでさらに増大していたことが推定される⁵⁾。

図表11 家計部門の受取りに占める各所得控除項目の割合



4. 所得控除

次に、所得控除の内容について吟味しよう。

図表11は、「家計部門の受取り」に占める各所得控除の割合を示している。これら3つの分類項目の中では、給与所得控除を表す「所得控除 I」の比重が最も高く、この間12%程度で安定した動きを示している。費用控除的性格の強い「所得控除 II」も約3%であり変化していない。

ところが、人的控除的性格をもつ「所得控除 III」は、1996年のおよそ10%から2000年代半ば以降8%まで低下してきている。この点については、①2004年から配偶者控除の「上乗せ部分」としての配偶者特別控除が廃止されたこと、②2005年から高齢者控除が廃止されたこと、③少子化を反映して、一般扶養控除が減少傾向にあること⁶⁾、などが影響しているとみられる⁷⁾。

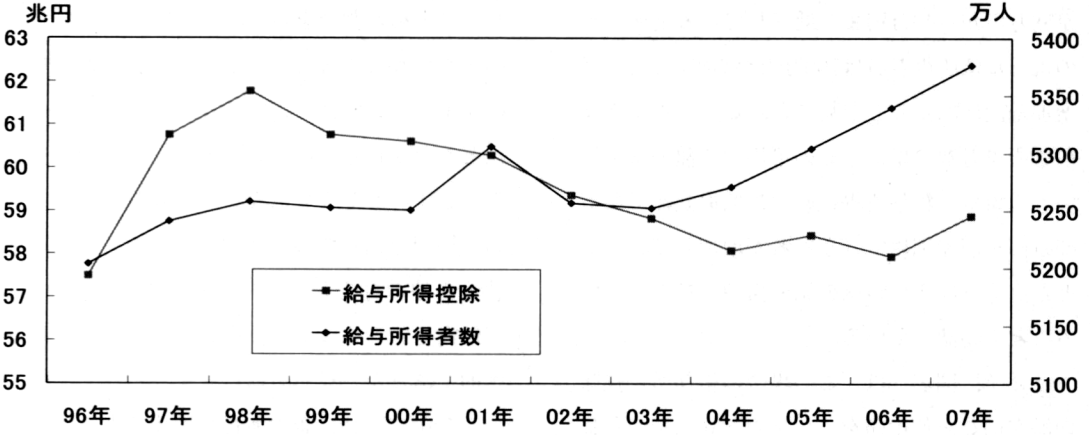
ここで、所得控除の中で最大の比重を占める給与所得控除の動きをさらに検証するために、その実額と給与所得者数を示したのが図表12で

ある。これによると、給与所得者数はこの間5,200万人から5,400万人まで増加しているにもかかわらず、控除額は1998年の62兆円から2006年の58兆円へと1990年代末頃からむしろ減少傾向にあるのがわかる。被雇用者数が増加すれば、当然ながら全体の給与所得控除額も拡大することが想定される。しかし、現実には必ずしもそのようなっていないのはなぜだろうか。

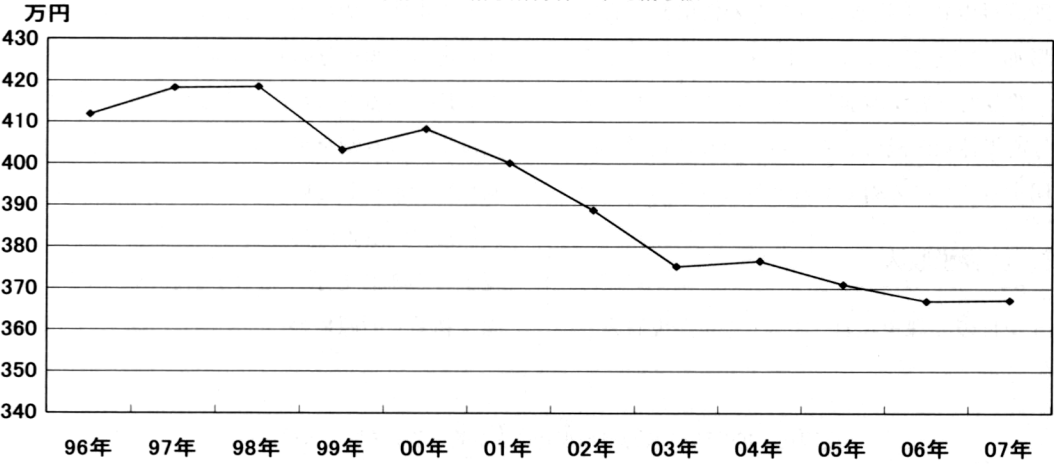
そこで、給与所得者の平均給与の動向について示したのが図表13である。これを見ると、給与所得者の一人当たりの給与額は、1997年の420万円から2007年の370万円まで、この10年間でおよそ50万円低下している。このように平均給与が下がれば、利用可能な一人当たり給与所得控除額も減少するはずである。したがって、全体の控除額が低下しているのは、そうした一人当たり控除額の減少というマイナスの作用が、給与所得者数の増加というプラスの作用を上回ったからであると考えられる。

この点を敷衍するために、『民間給与』に表れる最低所得階級である年間給与100万円以下の所得者数と平均給与を示したのが図表14であ

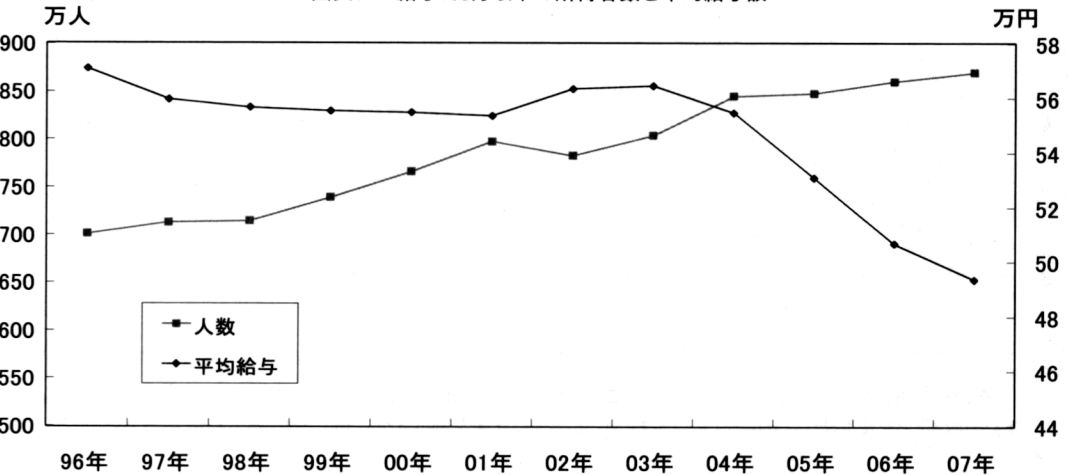
図表12 給与所得控除と給与所得者数



図表13 給与所得者の平均給与額



図表14 給与100万以下の所得者数と平均給与額



る。この図から、こうした所得階層の平均給与が58万円から49万円まで低下している反面、そのような低所得者数は700万人から870万人へと増加基調にあることが見てとれる。このような最低所得者数の増加とその平均給与額の低下という現象は、給与所得控除の最低保証額である65万円を満額利用できない者が増加していることと、それゆえに控除の未使用額も拡大していることを物語っている。

そこで、図表15は、この場合の給与所得控除の潜在的な未使用額を、一定の算式に基づき推計した結果を示している。1996年の3.2兆円から2007年の4.7兆円まで、この未使用額は着実に増加してきているのがわかる。こうした点も、給与所得者が増加しているにもかかわらず給与所得控除が減少しているという「逆説」を説明する一つの要因であるとみられる⁸⁾。

5. 非課税収入

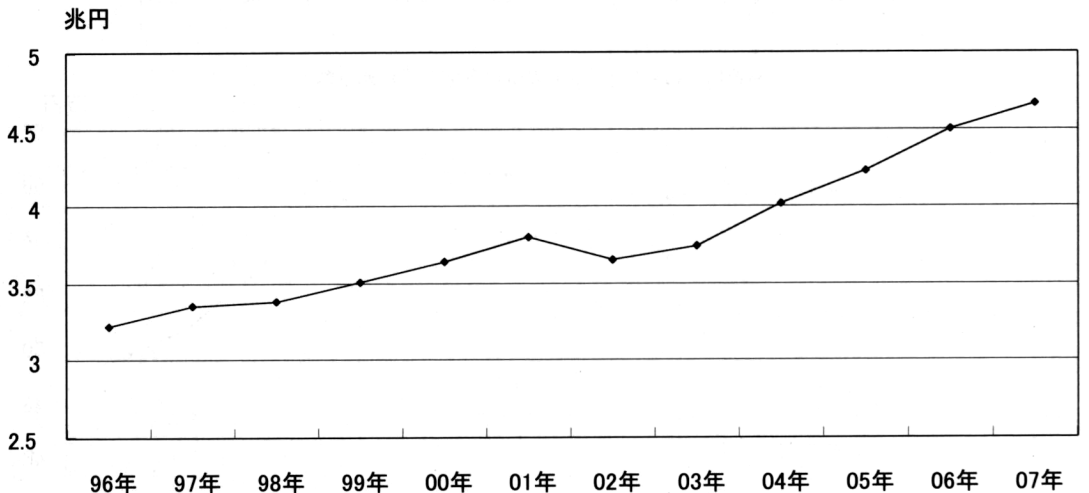
3つ目の非課税項目として、「非課税収入」

の構成要素である各項目が「家計部門の受取り」に占める割合を示したのが図表16である。図表7で確認したように、「非課税収入」全体の比率については、1996年から2007年にかけてほとんど変化していないものの、その内訳を見ると必ずしもそうではない。とりわけ帰属家賃の全期間を通じての趨勢的な上昇が、他の項目（「その他の経常移転」や「非課税利子」）の低下傾向を相殺する形で、全体としての動きが安定的であったと見られる。

この中で、特に資本所得に関する非課税項目である帰属家賃と「非課税利子」をマクロベースの資本所得から差し引くことで、資本所得全体に占める課税分の割合を算定して示したのが図表17である。これによると、同割合は1990年代後半には6割を超えていたのが、最近では5割程度で推移している。

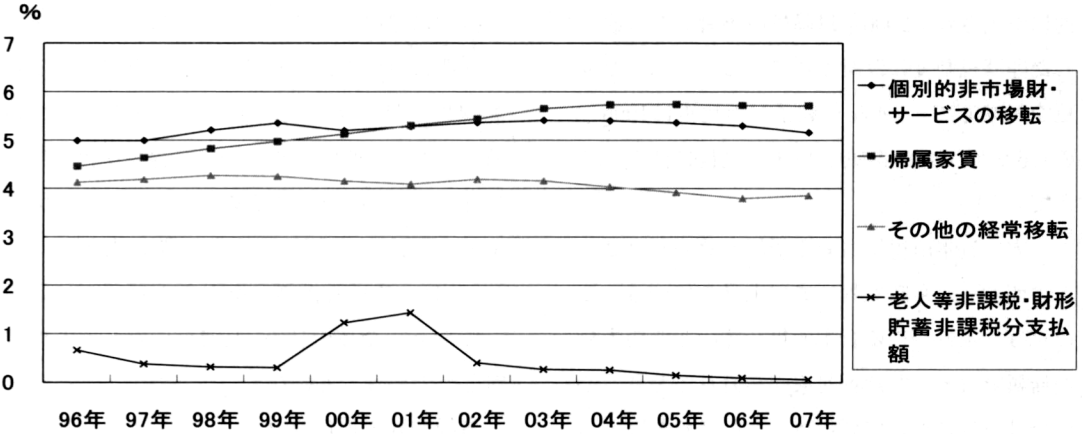
反対に、資本所得に占めるこれら2つの非課税項目の割合を示したのが図表18である。「非課税利子」の源泉の一つである、老人等を対象

図表15 100万以下の給与所得者による給与所得控除の未使用額

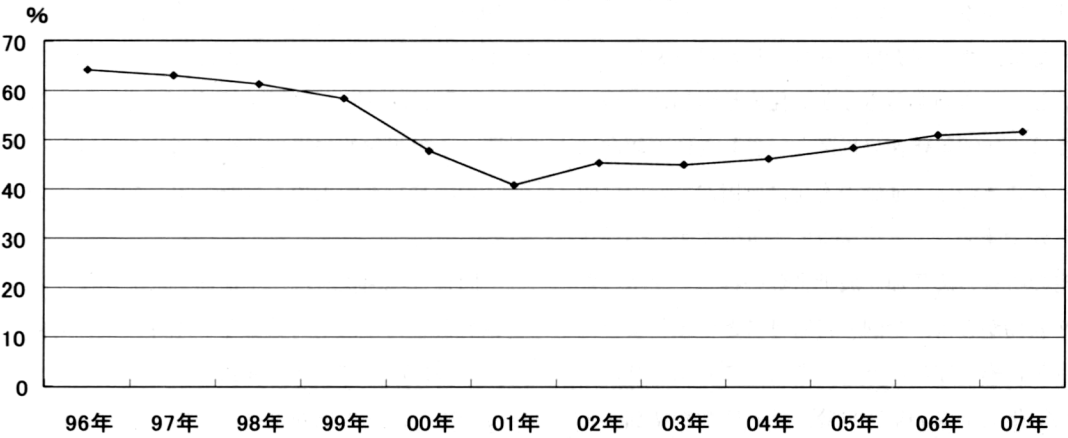


(注) 給与所得控除の未使用額は、 $\{65\text{万円} - (\text{平均給与} - 38\text{万円})\} \times \text{給与所得者数}$ により算出。38万円は基礎控除額を表している。

図表16 非課税収入の各項目が家計部門の受取りに占める割合

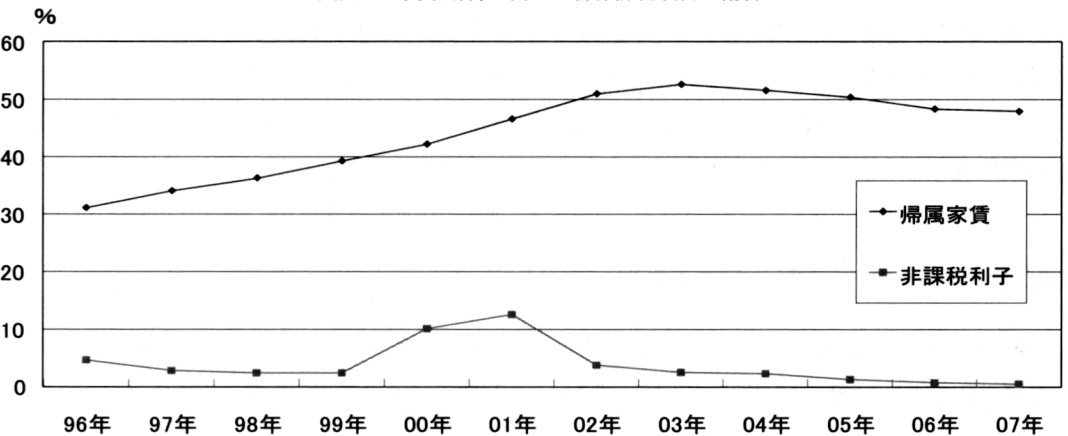


図表17 資本所得の課税割合



(注) 資本所得は、93SNAにおける財産所得に、混合所得の資本所得部分を加えたものである。混合所得の資本所得部分は、期末の家計保有生産資産に10年国債利回りを乗じて算出している。

図表18 資本所得に占める各非課税項目の割合



とした少額貯蓄非課税制度は、2003年以降段階的に廃止され、2006年以降は障害者等を対象とした非課税制度に改組されている。こうした変更を反映して、「非課税利子」の比重は1996年の4.6%から2007年の0.4%まで大幅に低下してきている⁹⁾。

一方、資本所得に占める帰属家賃の割合は、この間30%から50%程度まで上昇している。この点は、家計が得る資本所得全体のうち約半分が帰属家賃として課税対象から外れており、それだけ最近において課税ベースの浸食要因としての帰属家賃の重要性が高まっていることを意味している。

では、なぜマクロベースで見た帰属家賃が増大しているのであろうか。住宅地の価格については、1990年代初め以降、一貫して低下傾向にあることから、地価の変化に原因がないのは明らかである¹⁰⁾。ところで、『国勢調査』の「住宅の所有の関係別一般世帯数の推移」を示した図表19からは、全国の持家世帯と借家住まいの世帯比率を知ることができる。これによれば、1985年（平成60年）以降、世帯総数が増加していくなかで、持ち家世帯の割合は、1995年（平成7年）の60.2%から2005年（平成17年）の64.3%まで上昇している。逆に、借家世帯の割合は同じ期間に35.3%から32.7%へと低下している。最近におけるマクロ的な帰属家賃の増大については、このような持ち家世帯の拡大が一つの重要な背景になっているものと推察される¹¹⁾。

6. 課税所得割合の変動に対する影響

分析の終わりに、図表6に示された家計部門の受取りに占める課税所得の割合（以下、課税所得割合）の変化に対して、それぞれの非課税

項目がどの程度影響を与えたかを定性的および定量的に把握しておく。図表20は、分析の全対象期間について課税所得割合の変動に対する各非課税項目の寄与度および寄与率を示している。1996年から2007年にかけて課税所得割合は低下しているため、そのマイナスの変化率6.9%のうち、例えば、「非課税収入Ⅰ」では1.5%分、課税所得割合を引き下げるのに寄与しており、全体の100%の縮小に対して22%貢献したということになる。

各種非課税項目の中では、とりわけ帰属家賃（寄与率で43%）と「非課税社会保障Ⅰ」（同109%）によって、この11年間、課税所得割合が著しく引き下げられてきたことがわかる。逆に、「所得控除Ⅲ」（同マイナス53%）は、この間、その相対的規模の縮小を通じて、課税ベースの浸食を食い止める役割を担ってきたといえる。

同様に、図表21は、全期間を2001年までの課税所得割合の低下局面とそれ以降の上昇局面の2つの期間に分けて各非課税項目の影響を示している。前半の期間では、やはり「非課税社会保障Ⅰ」が課税所得の縮小に大きく貢献していることが確認される。他方、後半の期間でも、いくつか注目すべき点を指摘できる。一つは、「所得控除Ⅲ」に代表される所得控除全体の縮減によって課税所得割合が拡大していることである。もう一つは、課税ベースの拡大局面でも、依然として、帰属家賃と「非課税社会保障Ⅲ」（公的年金等控除）が課税所得を侵食する要因として働いていることである。所得課税ベースの拡大という観点からすれば、これら非課税項目の課税所得への取り込みがわが国所得税政策において重要な課題となる。

図表19 住宅の所有の関係別一般世帯数の推移

年次		一般世帯						
		総数	持ち家	公営の借家	都市再生機構・公社の借家	民間の借家	給与住宅	間借り
実数 (千世帯)	昭和60年	36,640	22,617	1,930	840	8,970	1,950	334
	平成2年	39,319	24,060	1,997	878	10,216	1,843	325
	7	42,614	25,633	2,111	902	11,618	1,975	374
	12	45,693	27,905	2,190	952	12,298	1,799	549
	17	47,432	30,483	2,056	945	12,116	1,381	450
割合 (%)	昭和60年	100.0	61.7	5.3	2.3	24.5	5.3	0.9
	平成2年	100.0	61.2	5.1	2.2	26.0	4.7	0.8
	7	100.0	60.2	5.0	2.1	27.3	4.6	0.9
	12	100.0	61.1	4.8	2.1	26.9	3.9	1.2
	17	100.0	64.3	4.3	2.0	25.5	2.9	0.9

〔出所〕総務省「平成17年国勢調査」

図表20 課税所得割合の変動に対する各非課税項目の寄与 (%)

	96～07年までの変化	
	寄与度	寄与率
非課税収入 I	1.53	21.98
(うち帰属家賃のみ)	2.95	42.59
非課税収入 II	-0.25	-3.59
非課税社会保障 I	7.60	109.47
非課税社会保障 II	0.92	13.23
非課税社会保障 III	0.40	5.75
所得控除 I	0.71	10.28
所得控除 II	-0.26	-3.68
所得控除 III	-3.71	-53.43
合計	6.94	100.00

(注) 寄与度の合計は、非課税項目合計の変化率で、これにマイナスを掛けたものが課税所得割合の変化率となる。

IV. むすび

本稿では、国民経済計算および税務統計等のマクロデータを基礎に、最近におけるわが国所

得課税ベースの動向を推計した。これまでの分析で明らかにされた点を要約すると以下のとおりである。

- ① 潜在的な所得税の課税ベースを表す「家計部門の受取り」に占める課税所得の割合

図表21 課税所得割合の変動に対する各非課税項目の寄与 (%)

	96~01年までの変化		01~07年までの変化	
	寄与度	寄与率	寄与度	寄与率
非課税収入 I	3.81	21.69	-2.77	-21.50
(うち帰属家賃のみ)	1.99	11.31	1.17	9.12
非課税収入 II	0.60	3.41	-1.03	-7.98
非課税社会保障 I	10.05	57.25	-2.98	-23.15
非課税社会保障 II	0.74	4.21	0.22	1.68
非課税社会保障 III	0.01	0.07	0.47	3.64
所得控除 I	1.62	9.21	-1.10	-8.51
所得控除 II	0.88	5.00	-1.38	-10.67
所得控除 III	-0.15	-0.84	-4.32	-33.51
合計	17.56	100.00	-12.89	100.00

(注) 96~01年の課税所得割合の低下局面におけるプラスの値は、この間の非課税項目の増大によって課税所得割合の低下に寄与したことを意味する。同様に01~07年の上昇局面におけるマイナスの値は、この間の非課税項目の減少によって課税所得割合の上昇に貢献したことを意味している。

は、1996年から2001年にかけて低下している（マイナス18%）が、その後2007年まで上昇傾向にある（プラス13%）。

- ② 前者の期間においては、非課税社会保障 I（とりわけ現物社会給付）と非課税収入が課税所得の主たる縮小要因であった。
- ③ これに対して、後者の期間においては、所得控除が課税所得の主たる拡大要因であった。しかし、この間、公的年金等控除は依然として課税ベースの縮小要因であり、高齢化の進展を背景に、今後ますます拡大していくものと予想される。
- ④ 給与所得控除については、この11年間における給与所得者数の増加にもかかわらず家計部門の受取りに占める割合はほとんど変化していない。その要因の一つとして、近年における平均給与額の減少に伴って、低所得者による給与所得控除の潜在的な未使用額が増大していることが考えられる。

- ⑤ すべての期間を通じて、帰属家賃は課税ベースの安定的かつ継続的なマイナス要因であり、これによって、近年、家計資本所得のおよそ半分が実質的に非課税となっている。

以上の結果から、今後のわが国所得税のあり方に対する政策的含意を抽出するならば、とりわけ以下の諸点が重要となろう。第1に、公的年金等控除の見直しである。高齢化の進展とともに、公的年金の給付額が今後ともますます増大していくことは確実である。そうしたなか、現行制度では、拠出時控除・運用時非課税が年金課税の基本となっているものの、給付段階でも年金所得の大部分が公的年金等控除により課税対象から外されている。社会保険料控除を維持して、年金課税をあくまでも「支出税方式」で運用するといのであれば、給付は全額課税所得に算入されなければならない。所得税の課税ベースを安定的に維持するという目標からす

れば、2004年度改正による減額措置では明らかに不十分であり、公的年金等控除はその廃止も視野に入れて、相当程度規模を縮小していく方向が望ましい。

第2に、所得控除を通じた再分配政策の再検討である。近年、平均所得の低下に伴って、低所得者層にとっての所得控除制度の意義はしだいに薄れてきている。この10年間における給与所得控除の潜在的未使用額の増大は、そうした傾向の一端を表している。だが、この問題は、他の人的控除についても同様に当てはまるだろう。例えば、低収入のために、扶養家族が複数人いても扶養控除を利用できないケースは増えていると想定される。きめ細やかな控除を通じて、納税者の担税力を調整するという所得控除本来の機能が弱まってきていると考えられるのである。こうした点から、従来の所得控除に代替する、低所得者に対しての直接的な社会保障支出やこれを所得税制とリンクさせた「給付付き税額控除」の可能性を検討する意義は大きいといえよう。

第3に、帰属家賃課税の必要性である。わが国ではマクロベースで把握した個人資本所得のうち、その約半分が帰属家賃として非課税となっており、近年における持ち家率の上昇を背景として、その浸食率は上昇傾向にある。国民所得に占める非課税帰属家賃の比重が高まれば、それだけで所得税負担率は際限なく低下していく。そうした状況下において、留意すべきは、持ち家所有者と借家居住者との間の公平性の問題もいっそう重要になっていることである。課税ベースを安定的に維持することはもちろん、課税の公平性を確保するうえでも、帰属家賃への課税は、今後のわが国所得税政策において避けられない課題であると考えられる。

[付記]

本稿は、2007年度獨協大学国際共同研究助成による研究成果の一部である。記して感謝の意を表したい。

注

- 1) 日本の一般会計歳出・税収および各国の租税負担率の数値は、財務省「わが国税制・財政の現状全般に関する資料」(<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/genjo.htm>)を参照。
- 2) これに対して、主要先進国における個人所得税負担率(2006年時点)は、それぞれ米:12.5%、英:13.7%、独:11.6%、仏:10.5%となっている。
- 3) 望月・野村・深江(2004)は、1995年基準に基づく統計データを用いているため、本稿の結果をこれに接続して時系列的に比較することはできない。
- 4) 「税務統計から見た申告所得税の実態」には、配偶者控除の実額が記載されているものの、源泉所得税分をカバーする「税務統計から見た民間給与の実態」には、控除対象配偶者の実人数しか公表されていない。
- 5) 2001年以降、厚生年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられているので、この点も短期的には公的年金等控除の増大を抑制する要因になっていると考えられる。
- 6) 「申告所得」「民間給与」から得られる控除対象者数のデータから、一般扶養控除額は1996年の8.2兆円から2007年には6.9兆円に減少している。
- 7) ただし、基礎控除については、同じ期間に19.1兆円から20.2兆円に増加している。
- 8) ここでの給与所得控除の未使用額は、適用可能な控除として基礎控除のみを想定して推計している。したがって、扶養控除等の他の人的控除を利用可能な者にとっては、この未使用額はさらに大きなものとなる。
- 9) 2000年と2001年の「非課税利子」の割合が他の年に比べて突出しているのは、利子が満期時に一括して支払われる郵便貯金の大量償還によるものと考えられる。
- 10) 国土交通省「地価公示」によると、1996年から2007年まで住宅地の全国平均価格は約30%低下している。
- 11) 総務省「平成17年国勢調査」によると、1世帯当たり持ち家住宅の延べ面積についても1995年の115㎡から2005年の122㎡まで拡大してきている。(<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2005/sokuhou/04.htm>)

参 考 文 献

- 政府税制調査会 [2007] 「抜本的税制改革に向けた基本的考え方」(<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/191120a.pdf>)
- 内閣府経済社会総合研究所「SNA 統計手法解説書(平成19年改定版)」(<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/071011/sukei.html>)
- 深江敬志・望月正光・野村容康 [2007] 「わが国に

おける所得課税の再分配効果—タイル尺度に基づく実証分析—『証券経済研究』第59号, 57-81頁。

浜田浩児 [2001] 『93SNAの基礎—国民経済計算の新体系』, 東洋経済新報社。

望月正光・野村容康・深江敬志 [2004a] 「マクロ統計による所得課税ベースの推計(上)」『証券経済研究』第45号, 19-31頁。

望月正光・野村容康・深江敬志 [2004b] 「マクロ統計による所得課税ベースの推計(下)」『証券経済研究』第46号, 197-212頁。

森信茂樹・前川聡子 [2001] 「わが国所得課税ベースのマクロ推計」『フィナンシャル・レビュー』no.57, 103-122頁。

参 考 資 料

国税庁編『国税庁統計年報書』大蔵財務協会, 各年

版。

国税庁編『税務統計から見た申告所得税の実態—申告所得税標本調査結果報告—』財務省印刷局, 各年版。

国税庁編『税務統計から見た民間給与の実態—国税庁民間給与実態統計調査結果報告—』財務省印刷局, 各年版。

国土交通省統計情報「地価公示」(<http://tochi.mlit.go.jp/chika/index.html#kouji>)

総務省統計局編『平成17年国勢調査』(<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2005/sokuhou/04.htm>)

内閣府経済社会総合研究所「平成19年国民経済計算」(<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/h19-kaku/21annual-report-j2.html>)

(獨協大学経済学部准教授・当研究所客員研究員)